

徳島県告示第五百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和六年十一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十五日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

| 整理<br>番号 | 路線名  | 区<br>間                                     | 延<br>長<br>(メートル) | 供用開始の期日    |
|----------|------|--|------------------|------------|
| 1 2      | 鳴門池田 | 美馬市脇町野村字大道北四二五〇番一地先から<br>同 字庚申東北四四〇八番一地先まで | 一三三・〇            | 令和六年十一月十五日 |